教育厚生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第107号議案	長崎市教育委員会組織条例	原案可決
第112号議案	長崎市立小学校条例の一部を改正する条例	修正可決 附帯決議を可決
第113号議案	長崎市立青年の家条例の一部を改正する条例	原案可決
第114号議案	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第115号議案	長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第116号議案	長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第118号議案	長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例	原案可決
第120号議案	地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の変更の認可について	原案可決

第123号議案	財産の取得について（タブレット型パソコン（1,888台）及び周辺機器（一式））	原 案 可 決
第124号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第２号） 第１条 第２項中 歳出　第３款　民生費 第４款　衛生費 第１項中 第１目 第８目 第10款　教育費 第１項 第２項 第６項中 第１目 第７目 第９目 第８項 第２条　繰越明許費 第３款　民生費 第３条　債務負担行為の補正 第10款　教育費 第６項中 第９目	修 正 可 決
第126号議案	平成27年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
第127号議案	平成27年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決

第 107 号議案「長崎市教育委員会組織条例」

本条例は、教育委員会の体制の充実を図るため、教育委員会を教育長及び５人の委員をもって組織しようとするもの。

委員会においては、少子化に伴い、児童生徒が今後減少していく中、教育委員会の委員を一名増員する理由。教科書採択における市長のかかわり方についてただすなど、内容検討の結果、一部委員から国の法改正によって教育委員会の組織のあり方を変えようとするものであり、政治からの中立性が脅かされかねず、増員につい

ては認めることはできないとする反対意見が出されました。

一方、新しい制度に移行することについては問題ないが、制度移行のタイミングなどについては、議会への報告を速やかに行うよう真摯な態度で臨んでほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

第112号議案「長崎市立小学校条例の一部を改正する条例」

今回の改正は、児童数が減少していること等を勘案し、佐古小学校及び仁田小学校を統合するのに伴い、両校を廃止し、新たに設置する小学校の名称及び位置を定めたいのと、出津小学校を黒崎東小学校に統合するのに伴い、出津小学校を廃止しようとするもの。

委員会においては、議案審査に先立ち、陳情第３号「仁田小学校・佐古小学校統廃合に伴う新設校名の撤廃を求める陳情について」、種々論議を行いました。

その後の審査において、冒頭理事者から、佐古小学校及び仁田小学校の統合後の新設校の名称については、佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会において、両校区の住民・保護者世帯に校名候補の募集を行い、候補を絞り込んだ後、再び両校区の住民・保護者が投票を行った結果、得票数が最も多かった「仁田佐古小学校」を最終候補とすることが、協議会において全会一致で了承されたものであるとの経過説明があっております。

委員会においては、協議会において新設校名の選定を行なった後の周知方法や地域住民から市に寄せられた意見等への対応についてただしました。

この点理事者から、地域住民への周知は各自治会に対して回覧板による周知を依頼したところである。また、市に寄せられた意見等については協議会へ直接報告を行っているとの答弁がありました。

そのほか、今後の統廃合における新設校名の選定条件等の方針、学校の統廃合と

吸収合併の違い、佐古小学校及び仁田小学校の統廃合と出津小学校を黒崎東小学校に統合する２つの案件を、一つの議案として提出した理由についてただすなど、内容を検討いたしました。

以上、審査経過の概要でありますが、これらの経過を踏まえ、筒井委員ほか５名の委員から連名で、第 112 号議案「長崎市立小学校条例の一部を改正する条例」に対する修正案が提出されました。

修正案の内容につきいては、改正規定の、「佐古小学校」及び「仁田小学校」の廃止と「新たに設置する小学校の名称及び位置」を定める部分を削除する修正を行おうとするもの。

理由としては、今定例会に、両校の統合に伴う新設校名の撤廃を求める陳情が提出されるなど、地域住民の理解が十分に得られていないこと、また、学校の統廃合と新設校の名称についてはセットであり、廃止のみを認めることは学校運営上好ましいものではないため、一旦白紙に戻すべきであるとの判断から修正しようとするもの。

委員会においては、質疑の後、討論に入り、佐古小学校及び仁田小学校の統廃合については、これまで地域や保護者の代表者が協議を重ねた上での結論であり、両校を廃止し新設統合することに異議を唱えるものではないが、新設校名の撤廃を求める陳情が提出されていることを重く受け止め、議会に判断を委ねるのではなく、もう一度、地域で協議をしてほしい。今後、統廃合に向けての準備がスムーズに行くよう努力してほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、まず、修正案について採決の結果、異議なく修正案を可決すべきものと決定し、次に、修正部分を除く原案について採決の結果、異議なく可決されましたので、本案は修正可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、今後、新たに設置する小学校の名称については、平成 28 年４月１日からの新設統合に向けて、広く地域住民への説明を行い、理解

が得られるよう、十分な検討協議を加え、その結果に基づき、早急に必要な措置を講じることを要請する旨の附帯決議を全会一致で決定いたしました。

第116号議案「長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例」

今回の改正は、子どもに係る福祉医療費の支給制度の拡充を図るため、福祉医療費の支給の対象年齢を拡大しようとするもの。委員会においては、地方創生の取り組みとして、国の交付金を活用する考えの有無、新制度に向けての周知の方法及び扶助費の増加の見込み、現物給付を実施した場合の国民健康保険事業特別会計へ与える影響、制度拡大に伴う県との協議の状況についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

第113号議案「長崎市青年の家条例の一部を改正する条例」

第114号議案「長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

第115号議案「長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

第118号議案「長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例」

第120号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の変更の認可について」、

第123号議案「財産の取得について」

第126号議案「平成27年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算　第１号」

第127号議案「平成27年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計補正予算　第１号」

の以上８件につきましては、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定いたし

ました。

第124号議案「平成27年度　長崎市一般会計補正予算　第２号」

民生費において心身機能の低下により、防火等の配慮が必要な高齢者のうち一定の要件に該当する世帯に対し、火災発生をブザーにより屋外へ発信する警報器を設置するための「高齢者安心火災警報器給付費」が計上されております。委員会においては、事業を今後継続していく考えの有無、避難行動要支援者リストやささえあいマップ等を活用した地域との連携、給付としてではなく、貸与とする考えの有無、についてただすなど内容を検討いたしました。

同じく民生費において、民間保育所の定員増を伴う増改築等の施設整備に係る経費を助成することにより保育環境の向上及び待機児童の解消を図るための、「児童福祉施設整備事業費補助金」が計上されております。委員会においては、社会福祉審議会の審査の結果、第３順位の事業者の点数が、極端に低かったにもかかわらず、今回、予算を計上した理由についてただしました。

この点理事者から、認可保育所としての実績が一年に満たないため、保育所固有の評価基準に基づく採点項目について、採点がない結果となった。さらに、審議会の各委員の緊急性や必要性に対する評価も他の２施設と比較して点数が半分以下となっているが、整備計画の基本となる部分については、大きな差はないものと認識しているとの答弁があっております。

そのほか、補助基本額の算出方法、委員の総合評価の採点方法、今後、評価基準となるボーダーラインを定めることへの見解、についてただすなど内容を検討いたしました。

同じく民生費において、生活保護における住宅扶助費の増額及び冬季加算の減額が実施されることに伴う、「扶助費」が計上されております。委員会においては、住宅扶助を増額することで家賃が限度額内に納まる世帯数、転居する際にかかる敷

金等の支給の考え方、近年の冬季加算の額の変動状況、についてただすなど内容を検討いたしました。

教育費において、科学館展示室のリニューアルにかかる基本・実施設計を行う業者を選定するための「プロポーザル方式による委託業務受託者選定審査会費」が計上されております。委員会においては、展示室を魅力あるものにするためにデザイン専門の外部委員を構成メンバーとする考えの有無、についてただすなど内容を検討いたしました。

以上、審査経過の概要ですが、これらの経過を踏まえ、浦川委員ほか３名の委員から連名で、本議案に対する修正案が提出されました。この修正案の内容については、「第３款　民生費　第２項　児童福祉費」において、「児童福祉施設整備事業費補助金」として計上された２億９千 303 万１千円のうち、３千 299 万４千円を減額するものであります。その理由としては、今回、助成の対象としている３施設のうち、第３順位の事業者の採点結果については、認可外から認可になったばかりで認可保育所としての実績がないため、保育所固有の評価基準に基づく採点がないことや各委員からの評価も他の２施設に比べ著しく低いにもかかわらず、助成を受ける予定となっていることは、選定基準の不透明性を払拭することができないというものでありました。

委員会においては、質疑の後、討論に入り修正案及び修正部分を除く原案に反対する立場から修正案については、待機児童問題は本市においても率先して解決すべき課題であり認められない、生活保護の冬季加算の減額については、冬場の光熱費などの負担増をカバーする上で十分ではないことから賛成できない、との反対意見が出されました。

次に、修正案に反対し修正部分を除く原案に賛成する立場から、修正案については社会福祉審議会が評価をして順位が付され、市が精査した上で、県が補助の対象としたという、適切なプロセスを経た結果であり、審査結果に問題はないことから

反対であること、地方独立行政法人長崎市立病院機構費については、市民病院のグランドオープンまでに周産期医療や救急医療の体制を整えてほしいとの意見が出されました。

次に、修正案及び修正部分を除く原案に賛成する立場から修正案については、評価基準のボーダーラインが定められてない中で、点数が低い施設にまで助成することには疑問があり納得できないことや、評価項目について採点基準を満たしていない施設を助成の対象とするべきではないことから賛成であること、高齢者安心火災警報器給付費については、事業の更なる精査をしたうえで実施するとともに、自治会や地域住民の協力のもと、より効果が現れるよう取り組んでほしい、プロポーザル方式による委託業務受託者選定審査会費については基本・実施設計を行う業者を決定する重要な審査会であり、市民が科学に興味・関心を持ち、科学館に足を運びたくなるような設計を選定してほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、まず、修正案について採決の結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決定し、次に、修正部分を除く原案について採決の結果、賛成多数で可決されましたので、本案は修正可決すべきものと決定いたしました。

以上